

平成19年12月14日

指定管理者の指定について（練馬区立武石少年自然の家）

1 内 容

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、練馬区立武石少年自然の家の指定管理者をつぎのとおり指定する。

2 指定管理者

(1) 団体の名称

社団法人 武石開発公社

(2) 所在地

長野県上田市上武石77番地

(3) 代表者

理事長 石黒 豊

3 指定の期間

平成20年4月1日から平成23年3月31日まで（3年間）

4 選定の経過

平成19年2月22日	第1回指定管理者選定委員会 (業務の範囲、利用料金制の採否、応募資格の検討)
3月12日	第2回指定管理者選定委員会による審査 (応募資格、評価基準、指定の期間の検討)
6月27日	第二回練馬区議会定例会 (練馬区立少年自然の家条例改正案議決)
7月10日	第3回指定管理者選定委員会 (企画・提案書作成要項、有識者委員選定の考え方の検討)

7月19日	第4回指定管理者選定委員会 (企画・提案書作成要項、有識者委員の検討)
7月31日	企画・提案書作成要項配布、説明会(参加団体数1)
8月31日	企画・提案書受付(応募団体数1)
8月31日	経営診断委託
9月3日	施設実地調査
9月14日・15日	施設実地調査
9月27日・28日	施設実地調査
10月14日	第5回指定管理者選定委員会 (プレゼンテーション、ヒアリング、評価、採点、 審査の実施)
11月12日	指定管理者候補決定

5 選定の理由

選定に当たっては、応募団体の企画書、プレゼンテーションの内容、施設実地調査、経営診断その他提出書類等を評価した結果、当該団体については、練馬区立武石少年自然の家を運営するに当たり、以下の点が優れていると判断した。(審査結果は、別表のとおり)

なお、施設実地調査および第5回指定管理者選定委員会に、有識者委員2名を加えて評価を行った。

(1) 団体の安定性・継続性

資金面、借入金の返済能力について特に優れていること。

また、自己資本比率が特に優れており、経営の安全性について優れた状況であること。

全体として、安定した経営状態であること。

(2) 団体運営の透明性・公正性

個人情報保護規定、情報公開規定が整備されていること。

(3) 団体運営における法令等の遵守状況

給与規程および就業規則を整備しており、それに基づく運用が行われていること。

また、役員の構成が適正であること。役員会が定期的開催されていること。

(4) 運営実績

昭和 55 年の武石少年自然の家の開設時から、現在に至るまで施設の管理運営に携わっているが、校外授業の実施を含め、安全・確実な施設運営に寄与していること。

なお、平成 18 年 3 月 6 日から上田市より「雲溪荘」、「番所ヶ原スキー場」等の指定管理者の指定を受けていること。

(5) 効率的運営・効率化への取組み

美ヶ原等、近隣の観光資源を活用した多数の自主事業を企画し、施設利用率の向上に取り組み、経営コストの低減を図る提案を行っていること。

(6) 受託への熱意・意欲

少年自然の家の運営には「おもてなしの心」・「おもてなしの姿勢」が必要であるとの基本方針を打ち出していること。

また、校外授業や区民の利用に際し、積極的にコミュニケーションを図りニーズの把握とその対応に努めていること。

(7) 利用者への対応（接遇を含む）

苦情解決に関して、利用者アンケートを実施し、その対応状況について施設内に利用者向けの掲示を行っており、苦情対応の仕組みが構築されていること。

また、フロントマニュアルを整備し、利用者に対する接遇マナー点検に日常的に取り組んでいること。

(8) 学校事業の受入体制

移動教室や、その実地踏査時に職員を専属で配置し安全・確実な校外授業の遂行に寄与していること。

また、実地踏査後および学校事業の直前に再度、行程の確認を行い最新の情報を的確に学校へ伝達していること。

さらに、スキー教室の会場であるスキー場の運営も行っておりゲレンデの安全対策、休憩場所の確保、学校ごとの要望にも柔軟に対応できること。

問い合わせ先

練馬区教育委員会事務局生涯学習部生涯学習課少年自然の家係

電話 03 (5984) 2441 FAX 03 (5984) 1221

指定管理者（社団法人 武石開発公社）の評価結果

（練馬区立武石少年自然の家）

別表

評価項目・評価基準	配点	得点
1 団体の安定性・継続性 (1) 利益を上げる力の有無 (2) 事業効率の状況 (3) 資金力の有無 (4) 借入金の返済能力の有無 (5) 経営の安全性	5点	4点
2 団体運営の透明性・公正性 (1) 個人情報保護制度の有無、または、制度化する意思の有無 (2) 情報公開制度の有無、または、制度化する意思の有無	5点	4点
3 団体運営における法令等の遵守状況 (1) 法令等の遵守状況（労働関係法令の遵守を含む） (2) 理事会・役員会などの構成の適正性 (3) 理事会・役員会などの定期的開催	5点	4点
4 運営実績 (1) 既に運営している施設の状況 (2) 過去のトラブルへの対応状況 (3) 現在運営をしている施設の各種取組み	5点	4点
5 効率的運営・効率化への取組み (1) 人員配置の適正性 (2) 多様な雇用形態の職員を配置する工夫の状況 (3) 再委託の範囲の適正性 (4) 事業計画と収支計画の適正性 (5) 経営努力に関する提案内容	15点	12点
6 受託への熱意・意欲 (1) 施設設置目的との整合性 (2) 具体的で独創的な提案の有無	5点	4点
7 施設管理の安全性への配慮 (1) 日常的な点検体制の有無・程度 (2) 危機管理体制の有無・程度 (3) 管理上の不具合や小さな問題の区への報告に関する姿勢 (4) 食事提供における衛生管理体制	15点	9点
8 施設管理運営体制 (1) 現在のサービス水準の維持 (2) 利用者ニーズに対応するための提案内容 (3) 質の高いサービス提供に向けた提案内容 (4) 施設に関する区の計画・方針に対する理解 (5) 練馬区環境方針、災害時の対応等、区の方針・事業に対する協力	10点	6点
9 利用者への対応（接遇を含む） (1) 苦情解決体制の有無、または、設置の意思の有無 (2) 利用者への公平公正な対応 (3) 利用者等の人権に対する姿勢 (4) 職員の接遇に関する取組み	10点	8点
10 職員の育成 (1) 職員に対する研修体制	5点	3点
11 団体の理念・姿勢 (1) 団体の基本理念・経営理念の明文化とその内容 (2) 団体の基本理念・経営理念の職員・利用者への周知	5点	3点
12 学校事業の受入体制 (1) 学校事業の受入に対する基本方針 (2) 学校事業の受入時の職員配置	15点	12点
合計	100点	73点